

平成28年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

- ◎ 日時 平成29年1月26日(木) 10時00分から11時30分
- ◎ 場所 さいたま市保健所 第1研修室
- ◎ 出席者
 - (委員) 渡辺委員(会長)、桑原委員(職務代理)、武石委員、小林委員、大久保委員、安井委員、萱場委員、船戸委員、野崎委員、木村委員、渋谷委員、西田委員
 - (職員) 篠葉保健部長、小林地域保健支援課長、加藤大宮区保健センター所長、今野健康増進課長他
 - (傍聴人) なし
- ◎ 欠席者
 - (委員) 栗原委員、角田委員、澁谷委員
- ◎ 会議資料
 - (事前配布)
 - ・次第
 - ・歯科口腔保健審議会委員名簿
 - ・さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例
 - ・さいたま市歯科口腔保健審議会規則
 - ・資料1 数値目標の推移
 - ・資料2-1 (仮称) 障害者歯科相談医ガイドブック(さいたま市版)の作成について
 - ・資料2-2 埼玉県障害者歯科相談医制度について
 - ・資料2-3 埼玉県障害者歯科相談医制度の普及について
 - ・参考資料
 - ・資料3 災害時における歯科保健医療体制構築のための研修会
 - (当日配布)
 - ・座席表
 - ・平成28年度第2回歯科口腔保健審議会関係課名簿
 - ・資料2-4 スケジュール表
 - ・災害時における歯科保健医療体制構築のための研修会グループディスカッション概要
 - ・資料4 高齢者福祉施設職員に対する研修会について

1 開 会

- ・配布資料確認
- ・関係課紹介
- ・事務局より

会議録については、会長一任により承認いただき公開することによろしいか。

【委員】異議なし

- ・会長より

関係者として本市の埼玉県歯科相談医2名（小宮山氏、巻氏）の出席について承認いただけるか。

【委員】承認する

2 議 事

(1) さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

- ・資料1 数値目標の推移

事務局から資料1に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見等ありますか？

武石委員：「歯科検診を行っている事業所数」はさいたま市歯科医師会では、わからないとのことでしたので今後調査となっておりますが、「平成27年度さいたま市がん対策等に関する事業所実態調査結果報告書」を拝見し、その時の事業所名簿を使用すれば調査が出来るのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

事務局：「平成27年度さいたま市がん対策等に関する事業所実態調査」の際に使用した事業所名簿ですが、業者委託のため、健康増進課では事業所名簿は持ち合わせていません。しかし、さいたま市内の事業所を把握するための方法を調査したところ、商工会議所から事業所のデータをいただくことができることがわかりました。ただ商工会議所からいただいたデータを基にすべての事業所調査を行うことは予算の都合上、不可能なため無作為抽出した事業所に行う事となります。その場合、計画書の指標では、歯科検診を行っている事業所数となっておりますが、回答のあった事業所のうち何件が、歯科検診を実施しているのか集計することになりますので、歯科検診を行っている事業所数の割合になります。

武石委員：事業所数ではなくて、事業所の割合に指標を変えてみるということでしょうか。

事務局：はい。

渡辺会長：では、次に議事の（２）障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について、事務局から説明をお願いします。

（２）障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について

- ・資料２－１（仮称）障害者歯科相談医ガイドブック（さいたま市版）の作成について事務局から資料２－１に基づき説明

渡辺会長：ただ今事務局から、ガイドブック作成について説明がありましたが、委員の皆様、作成後の配布先についてご意見ございますか。

小林委員：配布先の医療機関として、個人の開業医や薬局に置くことはできるのか伺いたい。

事務局：開業医、薬局ですが、部数の調整が可能であれば、ご協力いただければ検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

小林委員：希望すればいただけるということですか。

事務局：はい、そのように考えております。

いただきましたご意見をもとに作成後は配布をいたします。歯科医院への配布につきましては、歯科医師会の皆様にご協力いただけるとありがたいです。

渡辺会長：それでは次に資料２－２埼玉県障害者歯科相談医制度について、本日この件について出席していただいている相談医お二人に、現在の状況について、話しをしていただきたいと思います。

小宮山氏：現在相談医がどのような状況であるのか、相談医制度がなぜ作られたかの経緯をお話しさせていただければと思います。県内に５か所ある県立施設障害者歯科診療所と口腔保健センターの受け皿としての役割を担うために、埼玉県が莫大な予算を使って相談医を育成し、制度を作ったという経緯があります。浦和歯科医師会では、障害者入所施設で訪問歯科診療を行っていますが、埼玉県口腔保健センターのバックアップがあつてできることであり、それがなければ対応できない状況です。さいたま市においても口腔保健センターのような施設の開設をお願いできればと思っています。

巻 氏：私は「さいたま市の障害者歯科相談医受診連携体制」を構築した当事者でありますので、そのときの経過、現状等について説明させていただきます。障害者歯科相談医は、平成８年度ころから、障害者に対する相談をする存在であつてほしいと一定の研修を受けた者に県が指定したものです。毎年相談医を養成しておりましたが、活動が形となつて現れることがなかったようです。そこで平成１９年に当時の県の担当者から主任相談医の設置と保健所と相談してそのシステムを確立するようとの指示が出されました。当時私は、埼玉県歯科医師会に出向しておりましたので、その指示に従い、さいたま市に

においても主任相談医の設置とシステム作りについて、当時の保健所の歯科衛生士と相談させていただきました。さいたま市の場合は、患者さんが相談される行政窓口としては、支援課、高齢介護課、保健センターが予測されたので、そこの担当の方に一度集まっていたいただき説明をし、各行政の窓口から主任相談医に連絡、主任相談医は、依頼があった方を相談医に紹介するシステムを構築いたしました。主任相談医には、その後の治療の行方、相談の行方についても確認をする依頼をし、最終的にどのようになったのかデータを取れるようにしてありました。対応が難しいときは、埼玉県の歯科口腔保健センターがありますので、そちらを紹介するところまでできるようにシステムを構築したのですが、最初の年はレクチャーをさせていただいたおかげで、受診もかなりありましたが、残念ながら行政の窓口の方は、2年経つと異動がありますので、引き継ぎがうまくいかず、結局現時点では、保健センターの歯科衛生士がおそらくこのシステムを覚えているぐらいです。今でも保健センターからは、まれに連絡があることがありますが、それ以外の行政の窓口からは、反応がない状態となっています。実際の相談件数は、大半が中途障害者の方でした。市で障害者、障害児を対象にガイドブックを作る予定とのことですが、障害者と障害児を一緒にするのは、なかなか難しいのではないかと思います。現在、在宅訪問窓口が、地域包括ケアシステムの中で設けられております。中途障害者の方は、おそらくそちらを窓口にされた方がいいのではないかと思います。ただ相談医のリストは貴重な資源ですので、こちらをガイドブックとして活用するのは、非常にいいことだと思います。ただこのガイドブックの元のデータがおそらく10年程度前の物ですから現在この方々に加えて新しい先生がおそらくいると思います。その方の資料をどのように追加するのか、また、一旦ガイドブックを作りますと何年も経つともう治療できない、それから障害者の方を見る元気がなくなったという方が出てきますので、改定作業をどうするのかということが今後、問題になってくるのではないのかと、また、障害児の方々にこの資料を伝達する場をどのように設けていただけるのか、期待とともに心配をしています。説明は以上です。

渡辺会長：ありがとうございました。さいたま市として体制を新たに再構築するか、委員の皆様にご意見を伺いたいが、その前に事務局から何か提案がありますか。

・資料2－3 埼玉県障害者歯科相談医制度の普及について

事務局から資料2－3に基づき説明

事務局：巻先生の方からいくつかご意見をいただきましたが、ガイドブックの調査の

データは、埼玉県から直近のデータをいただいて、調査をかけさせていただいております。今後につきましては、現在、育成の制度がないとのことですが、それ以外の該当するような治療を行える先生方の情報をどのように集めていくかについては課題と認識しております。この辺につきましてもこのような方法はどうかと皆様からのご意見、ご提案があればぜひ伺いたいと思います。また、作成していきますと何年かでその情報が古くなってきますので、改定の方も視野に入れていかなければいけないと考えています。障害者に伝達する方法については、障害支援課と相談をしております。障害者の団体の方々がお集まりの会議体にも、案の段階でご意見をいただくことを考えております。また、障害児の保護者の方にご意見をいただくことも考えております。

渡辺会長：それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見などありますか。

桑原委員：浦和歯科医師会の活動について補足させていただきたいのですが、障害者支援施設から訪問歯科診療の依頼を受けた際に、障害者、障害児の治療のスタートからその後のケアについて等、理事会でずいぶん話し合いを重ね準備をしました。しかし、実際施設に伺った時の保護者の対応は、歯科医師会とはなんですか？であり、この施設の約三分の二が、口腔保健センターの患者であったことから、突然違う先生が来てやりますと言われても非常に抵抗があったのです。そこで、口腔保健センターの先生と歯科衛生士と一緒に行っていただき、私たちが見られる範囲の患者さんとコミュニケーションを取るようになりました。また保護者向けにも講演会を開きました。昨年12月に県議会で口腔保健センターにさいたま市民の8割が行っている現状はどうかと質問があったと思いますが、現状を打開しなければいけないので、この問題を審議会でもより具体的にしてほしいと思います。

野崎委員：ガイドブックにつきましては、活用できる場所があればと思いますが、なかなか必要な人に届かないこともありますので、配布の仕方等に工夫があると思います。また歯科相談医制度について、このようなシステムがあることを在宅の仕事をしている者でもわからないと思っております。事務局で提案された事例報告会については、事例を皆さんで積み上げていくことは大事ですが、継続をしていくことが大変なのではないかと思いました。さいたま市の口腔保健センターについては、必要であると感じております。

萱場委員：10年以上介護施設を回っておりますが、口腔ケアは、定期的に衛生士がきちんと行っていました。口腔保健の需要は、ものすごい勢いで増えていますのでシステムだけでなく実際の運用が重要だと思います。

安井委員：私は、この障害者歯科相談医制度を立ち上げた時にいっしょにやらせていただいたのですが、あの当時は県立の障害者歯科診療所に患者さんがストレー

トにどんどん行ってしまう。そこでもうオーバーフローしてしまうので、開業医の先生の一次医療を通して、本当に必要である人を送っていただき、フィードバックをするようにしました。医療の構築の面では一次医療機関、二次医療機関という区分けが出来ていたと思うのですが、今、さいたま市は一次医療機関でアンケートを取っていますが、実はバック、二次医療機関、三次医療機関が設定されていません。障害者の相談医制度が始まったときと同じような経緯になっていくのではないかと思います。一次医療機関の先生方は次どうするかという時にほとんど満杯のところはどうやって紹介するか、安心して安全な医療を構築していくかというところでは、かなりつらいお立場になるのかと思います。どこかでやはり全体の構築をしておかないと。どう構築するかという点では、審議会でディスカッションをされておいた方がよろしいと思います。同じことを繰り返しているようにならないようにしないといけないと思いますので、ぜひ、ここはお願いをしたいと思います。最初この相談医制度が出来たときは、まだ患者さんの層も今ほど年齢も高くありませんよね。だんだん障害者も高齢化をしていきますので、先程お話しがあった中途障害、あるいは機能低下にどのように対応していくかについても考えていかなければいけないと思います。超高齢社会での障害者の対応のあり方についても地域包括ケアの話もありましたけれど、慢性期になっての在宅の対応については、今までの障害者の対応の仕方だけでは、不足をしてくるのではないかとそんな感じがいたしました。

大久保委員：歯科衛生士会の立場と中央区の病院に勤めている衛生士の立場でお話しさせていただきます。何回か審議会に出席させていただいていますが、毎回毎回活字については進歩が見られるのですが、目で見えるものについてはなかなか進歩が進んでいなくて、はがゆい思いをしています。私も一衛生士として、浦和歯科医師会の先生方と一緒に障害者歯科で口腔ケアをさせていただいているのですが、埼玉県口腔保健センターが満杯なので、その皆さんの受け皿をどこに置いておけばいいのか、ものすごく実感として感じています。歯科口腔保健審議会ですらこれだけ議論しているのににもかかわらず、どこに新しい施設を作るのかという話が、なかなか目に見えていない。勤務先は病院で、障害者の皆さんもお見えになりますが、埼玉県口腔保健センターに行かれない方々が、来ているのですが、皆さんが治療が終わった後、今度は定期的な検診をしなければいけないのですが、次の方を見なければいけないので、一杯になるのですね。そのような方々を埼玉県の訪問診療の窓口で相談させていただいて、そこからお近くの先生にと、流れを作っているのですが、一度完治してもまたすぐ初期症状が始まってくるのでまた治療が必要になります。その繰り返しをしても治療が追い付かない。さいたま市が口腔保健

センターのような施設を作り、そこに診療体制があれば、埼玉県歯科衛生士会はそこでサロンを開催する等、口腔ケアを広め、市民に周知していくことも出来ます。実際の現場では、障害者、障害児の皆さんがものすごく増えています。経管栄養ではなくて、口から食べることも大きな希望につながっていますので、施設を作っていただくことを希望します。それにより衛生士会ももっと活躍できると思います。

渡辺会長：医師会では、ガイドブックのようなものを作成していますか。

武石委員：訪問診療については、多分作られると思います。ただ作るにしても毎年更新のことを考えますとガイドブックではなく何かホームページの上で改定をしていく等、そのようなことが必要ではないかと思います。

木村委員：もし私が高齢者の障害者になった時、内科、整形外科等に受診すると思いますが、そこで医師からお口の中もきちんとしておかないと身体にも影響があるからとパンフレットを渡されると頭の中に入るのはないかと思います。パンフレットが待合室に置いてあれば、手に取り、考えることができるのではないかと思います。また、病気がある程度良くなり体が動くようになればかかりつけの歯科医院を受診すると思いますが、お口の状態、身体の状態を見て、ここでは見られないといった時の参考にもなると思います。

渋谷委員：大久保委員の現場の様子を伺い、現場で治療するところは、そこで終了ではなく、次の段階の受け入れ体制が大事であることがわかりました。衛生士として学んでいかなければと思いました。

渡辺会長：それでは、今までのご意見も踏まえて事務局からの提案は引き続き、検討していくということによろしいでしょうか。

事務局：委員の皆様から現場の状況や相談医制度を同じ体制で再構築しても同じことの繰り返しになるのではないかと、バックアップ体制についても議論をしていくべき等のご意見をいただきました。事務局で持ち帰らせていただきます。次の審議会で、体系等についても是非ご意見をいただけたらと思います。

3 その他

- ・資料3 災害時における歯科保健医療体制構築のための研修会について（報告）
事務局から資料3に基づき説明
- ・資料4 高齢者福祉施設職員に対する研修会について
事務局から資料4に基づき説明

【質疑応答】なし

渡辺会長：本日審議した内容も踏まえ、平成29年度も引き続き、障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進と災害時における歯科保健医療体制の構築

について取り組むことでよろしいでしょうか。この件について、委員の皆様にご提案したいのですけれども、作業部会も来年度も開催したらいかがでしょうか。障害者（児）に対する歯科口腔保健の推進も進めていきますが、災害時の対応についても、まだまだ議論を積み重ねていかなければならない状態です。来年度は、災害時の対応について行ったらいかがでしょうか

委員：賛成

渡辺会長：委員の皆様、今回も手弁当ということによろしいでしょうか。

委員：賛成

事務局：作業部会の開催は、本年6月初めの開催に向けて準備を進めます。

渡辺会長：委員の皆様、他に何かございますか？

武石委員：平成28年1月の本審議会で質問した条例第6条に基づく「市職員の歯科検診」について、総務局部門に本条例について伝え、働きかけでいくとのことでしたが、いかがでしょうか？

事務局：職員の検診を担っている部門に歯科口腔保健推進計画について、身体と口腔保健の関連性について説明いたしましたところ、認識として今まで薄かったとの回答でした。しかし、検診の必須項目の中に歯科検診が入っていないため、すぐに市職員の検診に歯科検診を入れることはできかねるとのことでしたので、引き続き働きかけをするとともに3ヵ月に1回発行されている職員向けの会報誌「保健室だより」の中で歯科口腔保健の重要性について職員に周知させていただきたいと相談をしております。

武石委員：掲載された会報誌を審議会の時に見せていただければと思います。

事務局：わかりました。

渡辺会長：事業所での歯科検診は努力義務であり、進まない状況だが、啓発することも必要だと思い、今月健康づくり推進協議会に出席した際に同じ委員である協会けんぽ埼玉支部の方に事業所での歯科検診について前向きに取り組んでいただけるようお願いしました。その他に事務局より何かありますか。

事務局：確認をさせていただきたいのですが、議事の1つ目進行管理表の中で、歯科検診を行っている事業所数について、事務局から商工会議所からいただいた名簿からの抽出調査で、歯科検診を実施している事業所が何割ぐらいあるかで今後実態を把握したい提案をさせていただきましたが、ご承認いただいたということによろしいかどうか確認させていただきたいと思います。

【委員承認】

渡辺会長：他になにかございますか。

野崎委員：ガイドブックの情報シートの中にサービスアメニティに手話がありますが、私たち社協では手話通訳者を派遣しています。中途障害の方からの医療機関への派遣依頼が多く、聴覚障害のある方は聞こえる方と比べて情報を得るの

が難しいので予め自分で調べて情報を得ている方もいらっしゃるのですが、治療の説明を受けてもその先のことが分からなくて不安の大きい方もいらっしゃいます。わかりやすい表現を心がけて手話だけではなくて、紙に書いて説明をさせていただいているのですが、医師の中には簡単な手話を覚えて下さる方、模型を使ってわかりやすく説明をしてくださる方もいらっしゃるのですが、聴覚障害の方は口を見ながら理解される方もいるので、マスクをしたままお話しされるとわからない。治療中マスクをしないわけにはいきませんのでタイミング等あるかとは思いますが、聴覚障害の方も地域の歯科医院に通っている方も多いので、スムーズに治療が受けられるようお願いしたいと思いました。

渡辺会長：歯科医師会で協力するように頑張ります。それでは、本日の審議会については閉会とし、議長の席を降ろさせていただきます。

事務局：渡辺会長ありがとうございました。任期中の審議会は本日最後となります。保健部長篠葉よりご挨拶申し上げます。

- ・ 部長挨拶
- ・ 渡辺会長挨拶

4 閉会

以 上